

# 平成27年第5回東大和市議会総務委員会記録

平成27年9月9日（水曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	蜂須賀 千 雅 君	副委員長	押 本 修 君
委員	尾 崎 利 一 君	委員	大 后 治 雄 君
委員	関 野 杜 成 君	委員	中 間 建 二 君
委員	床 鍋 義 博 君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（7名）

議長	関 田 正 民 君	1 番	森 田 真 一 君
3 番	上 林 真 佐 恵 君	4 番	実 川 圭 子 君
17番	荒 幡 伸 一 君	19番	東 口 正 美 君
22番	中 野 志 乃 夫 君		

## 議会事務局職員（5名）

事務局 長	関 田 新 一 君	事務局 次長	長 島 孝 夫 君
議事係 長	尾 崎 潔 君	主 任	櫻 井 直 子 君
主 事	須 藤 孝 桜 君		

## 出席説明員（4名）

企画財政部長	並 木 俊 則 君	企画財政部参事	田 代 雄 己 君
総務部長	北 田 和 雄 君	総務部参事	鈴 木 俊 雄 君

## 会議に付した案件

- (1) 座席の変更について
- (2) 27第 7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情
- (3) 27第 9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情
- (4) 27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情
- (5) 所管事務調査

市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること

(6) 所管事務調査

戦後70年における東大和市の平和事業の実施状況と今後の充実について

午前 9時32分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） ただいまから平成27年第5回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

---

○委員長（蜂須賀千雅君） 初めに、座席の変更についてを議題に供します。

お諮りいたします。

委員の座席をただいまの御着席のとおりに変更したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情を議題に供します。

前回の審査後、委員長において同趣旨の陳情に対する各市議会での議決結果についてを調査いたしました。その調査結果を本日、机上配付させていただいておりますので、まずはごらんをいただければというふうに思っております。

また、前回自由討議の途中で継続審査の動議があったため、今回は説明委員の出席がございませんので、委員の間で意見を述べていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、前回の審査に引き続き自由討議を行います。

○委員（尾崎利一君） この陳情は、第2回定例会で議題になって継続審査になっているわけですがけれども、第2回定例会、6月議会ではいただいた資料にも書かれていますけれども、横田基地へのオスプレイ配備については、情報提供を求めるということが一つ。

それから、もう一つはハワイでの2名が死亡した墜落事故を初めとした一連のオスプレイの墜落事故の原因究明と公開を求めるということで、意見書が全会一致で上げられました。その後の状況でいうと、ハワイでの墜落事故については、報道によるとアメリカの軍事専門誌「ブレイキング・ディフェンス」というところで、自分で巻き上げた砂がエンジンに詰まって墜落したらしいというふうに報じられています。それで、着陸するかどうかの判断を30秒以内ですするというふうに規則を変えたということも、あわせて報道されていますけれども、海兵隊からはいまだに事故原因についての正式な原因についての言及は一つもないというのが現状です。

事故後、もう3カ月、ほぼ4カ月たっているわけですがけれども、原因が究明されないまま、明らかにされないまま、MV-22オスプレイを日本中で飛ばしているというのがアメリカの態度です。アメリカが、こういう不誠実な態度をとり続けているわけですから、安全性が確認されないまま横田基地配備を認めるわけにはいかないというふうに私は思います。

市議会としても、原因究明と公開を求め意見書を上げているわけですから、アメリカは全くこの国民の当然の要求に応えていないわけですから、やはり陳情に示されているとおり、配備計画の撤回を求めるべきだというふうに思います。ここの議会も、そういう趣旨の意見書を上げているので、それが一向に応える姿勢を示していないという状況のもとで、配備撤回を求めるとするのは当然のことだと思うんですがけれども、皆さんの御意見伺いたいと思います。

○委員（中間建二君） オスプレイの問題については、東大和市民も含めて、多くの方々が心配をされている。このことについては、私も承知しております。その上で東大和市議会においては、前定例会において全会一致で国及び政府に対して、周辺住民への安全対策として具体的な説明、また迅速な情報提供を行うことを求め

る。また、オスプレイの事故等については原因究明をしっかりと行った上で報告してもらいたい、このような趣旨の意見書を全会一致で上げておりますので、これについては議会の対応として、私は当然のことだと思います。

一方で今回の今議題となっております陳情につきましては、配備計画の撤回を申し入れるということの趣旨の陳情となっております。このことについては、前定例会の中で委員長のほうで資料をまとめていただき、情報提供していただきましたさまざまな自治体、近隣周辺自治体の対応の要請文、また意見書、決議等の中でも、特に横田基地周辺市町基地対策連絡協議会、立川、昭島、福生、武蔵村山、羽村、瑞穂、いわゆる横田基地周辺の自治体で構成しております市町長の会議におきましては、同趣旨の要請を行うとともに、また一方で安全保障については、国の専管事項であり、国の安全保障の重要性については十分に認識をしている、このような前段、前置きもあった上での要請になっているかと思えます。そういう趣旨からすると、安全対策を求めていくということは、市議会としては前定例会の中で対応した。その一方で、配備計画の撤回を求めていくという趣旨での陳情については、私は東大和市議会として採択するには至らないのではないかと、このように考えております。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますでしょうか。

○委員（尾崎利一君） 先ほど述べましたけれども、私は広島市などに平和施策で視察に行ったことがありますけれども、やはり例えば広島市で言えば、核兵器廃絶を求めるということで、ずっと運動の先頭に立たれているわけですが、政府等やりとりする中で政府の核の傘で日本を守ってもらうという立場に広島市が立っているのは、核兵器廃絶ができないということで、そういう政府の施策と反するけれども、核兵器廃絶を求めるということで、国際的なああい運動もされている。それから、広島県についても、半年に1回、場合によっては緊急時があれば適宜、国、それからアメリカに対して、要請を出しています。これは、低空飛行訓練なんですけれども、これも政府の施策はともかくとして、県民の命と安全を守るという、そこを根拠にして、そういうことを繰り返しやられているということなんです。ですから、安全保障は国の専管事項だからということで、墜落死亡事故を繰り返しているオスプレイの横田基地配備については、仕方がないという立場を地方自治体が私とはとるべきではないというふうに思います。やはり、市民の命と安全を守るということ、唯一の立脚点にして考えて、そのときにその視点から対処すべきだろうというふうに思います。

それで、これは沖縄へのMV-22オスプレイ配備が問題になったときに、防衛省がMV-22オスプレイ事故率についてという文書をつくって、これはインターネットなどでも取れる資料ですけども、この中でオスプレイは陳情にも示されているように、墜落死亡事故を繰り返しているんですが、海兵隊の沖縄配備のMV-22オスプレイと比べても、今回横田に配備される予定のCV-22のオスプレイは事故率が高いという状況が示されていて、この防衛省の資料では、より過酷な条件下での訓練活動によって、MV-22よりも高い事故率を示していると推察というふうに書かれている。ですから、大変危険な軍用機が横田基地に配備されようとしているということは、政府防衛省の文書からも明らかなんですよ。

それで、なぜここで書かれている過酷な条件下の訓練活動ということですけども、これは政府が周辺5市1町などに説明するときにも使った、ことし5月のCV-22オスプレイについてという説明文書ですけども、ここではCV-22オスプレイが何をやるのかということで、我が国に配備されるCV-22が輸送する米軍の部隊は、アジア太平洋地域に所在する米軍の特殊作戦部隊などですというふうに書かれています。この特殊作戦

部隊が何をやるかということについて、6月22日ですかね、参議院の決算委員会で防衛大臣言っていますけれども、通常部隊ではアクセス困難な地域に迅速、隠密裏に進出し、情報収集するほか、テロの脅威への対処などを行う。これが、このオスプレイが運ぶ米軍特殊部隊の任務だというふうにされているんです。そういうこともあって、アメリカ空軍のC V-22の作戦手順という文書があるんですが、回避行動訓練として高度約30メートル、100フィートの低空飛行訓練を実施するということが明記されている。日本の航空法では300メートルが最低安全高度、守るべき安全高度と言われているわけですが、その10分の1の超低空飛行訓練さえ行うということが明記されているわけです。ですから、これらの政府資料や答弁などを見ても、このC V-22のオスプレイの横田基地配備というのが、極めて危険なものになるということは明らかで、現状でその安全性が確認されていない。そして、事故原因も明らかにされていないという段階で、やはり撤回を求めるというのは当然の対応だろうというふうに思います。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますでしょうか。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） 27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情については、採択すべきという立場から討論を行います。

今自由討議でも述べましたけれども、この横田基地配備予定のC V-22オスプレイが極めて危険な軍用機であり、周辺自治体のみならず、日本全土で訓練する可能性があるわけですから、国民の命と安全を脅かす危険な軍用機であることは間違いないということが一つです。

それから、このC V-22が運ぶ特殊作戦部隊が他国の国家転覆も含めた危険な任務を持つ殴り込み部隊であるということも明らかです。平和憲法を持つ日本の首都東京横田基地に、こうした殴り込み部隊の拠点を設けるということになるわけで、この点からも横田基地への配備計画は撤回すべきだと。そして、地方自治体として何よりも市民の命と安全を守るという立場から言えば、当然横田基地へのオスプレイ配備は撤回を求めるべきだというふうに思います。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに討論ございますか。

討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情、27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情、以上2件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（長島孝夫君） それでは、読み上げます。

27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情

27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情

○委員長（蜂須賀千雅君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

この2件につきましては、説明員の出席はありません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（中間建二君） 平和安全法制に関する陳情については、前定例会にも提出されましたので、審議も行いました。また、私の考えについては前定例会の本会議でも申し述べましたが、再度陳情審査でございますので、改めて自由討議の場で私の考えを述べたいと思います。

まず、日本の平和を守る、それから絶対に戦争を起こさない、これは政治が最もやらなければいけない一番重要な政治の責任、役割であると思いますし、私はこの日本の社会において、良識ある国民が平和を破壊したい、または戦争をしたい、こういうふうにいる国民は私は1人もいないと思いますし、ましてや私も議員として多くの支持者から、また市民から負託を受けた立場で、そのような戦争をする、もしくは平和を壊す、このような立場で議場にいる人間は私は1人もいないと思っております。その上で、今回の平和安全法制でありますけれども、今回の法制については、私は日本及び世界の平和と安全を守るために、そして戦争が起こることを未然に防止するための抑止力を高めるものとして、必要な法整備であると考えております。

折しも本年はさきの大戦から70年を迎えました。この70年間、日本の平和と繁栄を築くことができたのは、さきの大戦への痛切な反省を踏まえて、憲法の平和主義のもと自国防衛のための専守防衛を貫き、他国に脅威を与える軍事国家とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきたからであり、この日本が誇るべき平和国家としての歩みは、今回の平和安全法制においても何ら変わるものではないと理解しております。

昨年の7月に行われました閣議決定におきましては、一層厳しさを増す現在の日本を取り巻く国際安全保障環境を踏まえて、憲法9条のもとに許容される自衛の措置の限界というものを整理し、それが新3要件として明示をされたところであります。

この新3要件とは、まず第一に我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによって我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。

第二に、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと。

3つ目に、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことと明確に定義をされておまして、いかなる事態であっても、この新3要件に全てに合致しなければ日本は自衛の措置としての武力行使を行うことはできない、このように明確に整理がなされたところであります。

この新3要件に合致する事態の一部の概念として、存立危機事態と言われるものが提示をされておりますが、

これは我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生をしていることを契機とするために、国際法上は集団的自衛権を根拠とする場合があると言われております。しかし、これに続く部分、すなわちこれにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合というものは、自国の防衛に目的を限定したものであり、これまで示されてきた昭和47年見解、政府見解、憲法解釈の基本的論理の枠の中にあるということは、私は明らかであると考えております。

また、政府が今の国会審議において、再三再四答弁されておりますように、今回の平和安全法制においては、国連憲章において加盟各国に行使が認められていると同様の、いわゆるフルサイズの集団的自衛権の行使はとらない、許されていない、このことを何度も政府は明確に答弁されております。

また、事態の認定等についても、政府が恣意的な判断、運用ができないような歯どめも明確になっております。存立危機事態の明白な危険の判断基準としては、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、様態、推移、日本に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被る犠牲の深刻性と重大性、この5つの要素が国会の質疑の中で明示をされておまして、政府はこれらを総合的に考慮し、そしてなぜそのような判断をしたのかということを示さなければならなくなっております。存立危機事態とは、横畠内閣法制局長官の答弁にありますように、日本が直接武力攻撃を受けたときと同様な、深刻かつ重大な被害が及ぶことが明らかな場合に認定をされるということになっております。

最後に申し上げたいことは、戦後70年、日本は平和国家として繁栄を築いてまいりました。それは、どうやって守ってきたのかということを考えますと、第一には平和外交の推進であり、第二には専守防衛に徹した自衛隊の存在であり、第三には日米安全保障条約に基づく抑止力の強化、この3つの力によって日本の平和を守ってきたと私は考えております。今回の平和安全法制は、この3つをさらに強固なものにする法整備であり、戦争を未然に防ぐ、平和を守るための抑止力を高めるものとして必要な法整備であると認識しております。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議はございますか。

○委員（尾崎利一君） 今中間委員のほうから、1つはこれらの法案が日本と世界の平和を守るためのものだということが言われました。これについては、後でまた私の意見を言いたいと思えますけれども、もう一つは憲法に反していないということが、るる述べられました。新3要件を根拠にして言われたわけですけれども、国会で衆議院で委員会が111回審議がとまり、参議院でもこれまで88回審議がとまっていますけど、結局新3要件と言うけれども、こういう場合はどうなんだ、こういう場合はどうなんだ、いろいろ聞いても明確にならない。結局政府が総合的に判断するんだということしかないという状況で審議が、これだけ紛糾しているというのが状況だと思います。

それで、私はこの法案については、明確に憲法違反だというふうに考えています。それで、憲法98条で憲法違反の法律は無効とされているわけですから、この法案が憲法違反かどうかというのは最大の問題だというふうに思うわけです。この点では、日本も海外で武力行使できるようにすべきだと考える方々の中でも、そうするのであれば、そのためには国民に諮って憲法改正手続を踏むべきだと、今の政府のやり方はひどいと、立憲主義を踏みこじっているというふうに考えている方々も多数いるわけです。

他方、今中間委員も言われたように、安倍首相を初めとして憲法改正手続は必要ないと、現在の政府解釈は、これまでの憲法解釈を踏み越えていないし、閣議決定もこの法案も憲法違反ではないと考える方々がいるのも事実です。しかし、少なくとも客観的に見て9割の憲法学者が、この法案について憲法違反だと断じていると、

これまでの政府解釈の中枢を担ってきた内閣法制局長官経験者、きのうも憲法違反だと言っていますから、3人の方が憲法違反だと断じているわけです。これに関連して、現在の法制局長官について言いますと、安倍首相がこの法案を通すために、首をすげかえるということですから、クーデターの手法で内閣法制局の歴代の見解を変更したということになるわけです。

砂川判決を、この法案の合憲性の根拠にしてきましたけれども、当の最高裁の判事や元長官まで砂川判決は集団的自衛権を合憲とする論拠にならないと、法案は憲法違反だと、こう言っているわけです。現在でも、国民の58%が反対だと、こう言っているわけです。法案が憲法違反かどうかというのは、政権が立憲主義を守るのかどうか、憲法を超越した独裁者になるのかどうかという、民主主義にかかわる大問題なわけですから、これだけの状況を客観的に生まれていると。そしたら、本来一遍でも良識、理性があれば、一たん立ちどまって法案は撤回して、一から練り直すというのが本来とるべき態度のはずなんです。

ところが、安倍政権はあくまで、これ強行しようというわけですから、廃案を求めるとするのは当然だと。今憲法違反じゃないという意見ありましたけれども、憲法違反じゃないという方もいるのは事実。しかし、憲法違反だということが、これだけ言われ、法曹界も含めて圧倒的多数が憲法違反だと言っている状況の中で、強行するという姿勢を許しているのか。やはり、廃案にすべきだ、少なくとも撤回して一から再検討すべきだと、こういうふうに思わないですかね、自民党、公明党の皆さん。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議はございますか。

○委員（大后治雄君） 3カ月ほど前に、同じような論争をしたということもありますので、そのときに随分私も憲法問題について述べさせていただきましたが、その立場は基本的に変わらないというところでありますので、今回の2つ陳情に関しては、政府の提出している安全法制に関しては、明確に憲法違反だという立場は変わりませんし、これは廃案にすべきだろうというような立場も全く変わっていないというところであります。

私の師匠であります小林節先生の考え方に立ちますと、政府与党側が問題の今回の法案が合憲であると主張する根拠というものは3つあるということで、まず1つ目が我が国は独立主権国家として、国際法上の自然権として自衛権を保有していることは、国連憲章に明記されているということが1つ。

2つ目、その行使については憲法上必要最小限の措置をとり得ると最高裁が砂川判決で述べているということ。これが2つ目。

3つ目、そこでこれまでは政府として集団的自衛権の行使は、その必要最小限を超えてしてきましたが、国際情勢の激変により集団的自衛権の一部改正が必要になってきたということが3つ、これが3つの要件というか、3つの論拠というようなものであるというふうに、小林先生は述べています。

ただ、このように説明されてしまうと、集団的自衛権の行使の可否というものも政府が国際情勢を、どう認識するか程度問題になってしまう。政府の裁量事項になってしまいかねないということが、非常に危惧されるというところもあります。いろいろと考えてまいりますと、時の政府の判断で、いわゆる自衛権が行使されるか、されないか、集団的自衛権が行使されるか、されないかということが左右されてしまうというのは、非常に危険な状態なんじゃないのかなというふうに思うわけでありまして。

憲法違反ということに関しては、前回は述べたとおり、9条の1項、2項、どちらにも違反するというようなところは考え方として一切変わっておりませんので、繰り返しいたしません。とにかく、今回の陳情に関しましては、私としては前回と同様、採択すべきであるというような立場であるということは、ここで申し述べておきます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 同様に前回の総務委員会で述べましたけれども、今回新たな論点というのは余りないのかなと。前回憲法違反かどうかということで、法律を少しでもかじった人間であるならば、最初の授業のときに恐らく類推解釈と拡大解釈の禁止というところを多分習っているはずだということを、前回申し上げましたけれども、私も中間委員がおっしゃるように、自国を守るということは必要だというふうに非常に思います。そのことと憲法を、今回の安全法制が憲法に違反するというは、全く別物だというふうに思うんですね。

時の、一時期の権力者、今でいう首相を初め内閣、政府ですけれども、そこが変わったごとに、これ解釈が変わっていったら、憲法って何ですかという話になると思うんですよ。憲法というのは、基本的に我々を縛るものですよね。国民が我々を縛るものですから、我々は公務員ですから、それを守る義務があるわけですよ。それを超えるような法案を提出してしまうという矛盾を感じなければいけないし、その怖さを感じなければいけないんですね。これが、もし認められるようなことがあれば、今回9条の問題になっていますけれども、憲法にはいろんな基本的人権であるとか、すごい大事なものがいっぱいあるわけですよ。そういったことが、これはこういう要件があると基本的人権を制限できるんだとか、表現の自由を制限できるんだとかということの端著になりかねない、今回はこの行為だというふうに思うんですね。その危険性を感じているからこそ、多くの憲法学者、法律学者が反対しているんだというふうに思っているわけです。

ですから、周りの環境、国際的なそういう軍事的な脅威というのがあるのは事実です、それは。しかしながら、そのことと憲法違反しているか、違反していないかというのは、全く分けて考えるべきであって、今回この法案に関しては、明らかに憲法違反だというふうに私は判断をしていますので、今回この2つの陳情に関しては、採択をすべきであるというふうに考えます。

以上です。

○委員（中間建二君） 憲法違反かどうかということについて、さまざまな議論や意見があることは当然のことながら承知しております。ただ、そもそも冷静に考えると、憲法9条には国際紛争を解決するための武力の行使は行わないということが明確に書いてあるわけで、この憲法9条の中で自衛隊の存在って一体何なのか、そもそも憲法には集団的自衛権とも、個別的自衛権とも何も書いてないわけですよ。その中で、日本はなぜ自衛隊を合憲として認めて、また多くの国民は今自衛隊の存在を認めているのか、自衛隊が憲法違反だっていう憲法学者はいるかもわかりませんが、多くの国民が自衛隊をなくせということは、今言っているような時代ではない。しかし、これ過去にさかのぼれば、そういう時代もあった。

何が申し上げたいかというと、やはり憲法9条には集団的自衛権とも、個別的自衛権とも書いてない中で、国民の憲法13条に基づく国民の幸福追求権を実現するための手段として、自衛隊という存在があり、その自衛隊の力によって日本の防衛を行っている。また、先ほど申し上げたように、日本の自衛隊だけで日本の平和が守れるのかというと、守れないからこそ日米安全保障条約という、わざわざ外国に日本の防衛を委ねている、お願いして基地まで提供して守ってもらっているというのが今の日本の状況です。それを考えたときに、どうやって日本の平和を守るのか、これは私は政治の責任だと思います。この憲法9条を、どのように解釈して自衛隊、また日米安全保障条約のもとで抑止力を高めていくのか、そういう考え方の中で憲法9条に違反しない政治を私はされたものだというふうに理解しております。

○委員（大后治雄君） 9条を推して自衛隊が合憲であるという説は、私の師匠である小林節先生もとっております、私も同様です。9条の1項は、国際紛争を解決する手段としての戦争、これはパリ不戦条約以来の国際

法の見方としては侵略戦争の放棄であります。

よって、我々は自衛のための何らかの武力行使ができるということで留保されているということです。ただし、2項で軍隊と交戦権が与えられておりませんから、海の外で軍事活動する道具と法的資格を与えられていないというようなことでありまして、警察予備隊という第二警察としての自衛隊をつくって守ってきたということでもありますので、基本的に自衛隊は軍隊ではないというような形に現在はなっています。

よって、9条を推して自衛隊が違憲であるという説は私は一切とらないということでもあります。全くの合憲であるということでもあります。

国際情勢の変化ということに関しては、確におっしゃるとおりかもしれませんが、ただやっぱり米ソの冷戦時代を鑑みますと、そのときのほうが、かなり危険な状態ではあったんじゃないのかなと。最近は確かに中国が台頭してまいりまして、新冷戦時代というふうに言われておりますけれども、それに関しましても、現在の状況で、それが一切守れないのかと言われると、私はそこは違うんじゃないのかなというふうに考えています。とにかく、何らかの形で安全保障法制というのは必要であるという立場というのは、私も3カ月ほど前にも、ここで申し述べたとおりであります。ただやはりさまざま違憲性の疑いの高い法律というものを認めていくのでは、私としては立憲主義に反するということでもありますし、しっかりと合憲性を担保できるような法律を、しっかり出し直していただいて、安全保障をしっかりとしていくという立場に立ちたいというふうに思っています。

そういった立場でありますので、今回の安全保障法制はもう1回引っ込めていただいて、出し直していただく。その上で、集団的自衛権が必要であるかどうかということに関しても、もう一度しっかりと議論していただいて、その上で憲法を改正するなり、何なりするというような形をとっていくということが、私は本筋ではないかなというふうに思っておりますので、今回のこの2つ陳情に関しては、採択すべきであるというふうな立場であります。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議はございますか。

○委員（尾崎利一君） 1つは、在日米軍ですけども、今日本だけでは守れないので、アメリカの力もかりて守ってもらっているということありましたけれども、アメリカは米軍の前進展開の拠点だというふうに、在日米軍説明しているんですね、アメリカの議会では、日本を守るために置いているという説明はしていないです。それで、歴史的経過から見ても日本の敗戦、そして連合国が日本の場合、アメリカだったわけですけども、朝鮮戦争、中国革命、朝鮮戦争という中で日本をとりどして確保しようというアメリカの意思のもとに、安保条約が結ばれ、そういう拠点として在日米軍が置かれているというのが歴史的経過だと思います。それはともかくとして、中間委員の先ほどの発言は憲法9条のもとで自衛隊が、それでも創設をされた。だから、今回の平和安全法制についても憲法9条に書かれていないけれども、憲法違反とは言えないんじゃないかということだったと思うんですが、今問題になっているのは、これまでの政府解釈から考えても、それを明確に逸脱している。だから、憲法違反だと歴代の内閣法制局長官も言っているわけです。ですから、私はこの歴代の法制局長官が今こういう発言をしている意味というのは、極めて重いというふうに思うんです。この法案が憲法違反だということを示すものだというふうに思っています。

それから、もう一つはこれが先ほど冒頭でも言いましたけれども、本当に日本を守るための法改正なのかどうかということでは、この国会で自衛隊の2つの内部文書、共産党暴露しましたけれども、少なくともそのう

ち1つは政府も存在を確認して国会に提出しました。平和安全法制関連法案を受けた今後の方向性という内部文書で、国会に法案が提出された当日ですかね、350人の幹部自衛官を集めて、この説明がされた。防衛大臣の指示のもとにつくられたけれども、国会で小池議員が指摘するまで、その内容は防衛大臣も知らなかったということになっているものです。

この中では、平和安全法制の成立を前提にして、検討事項が並べられているんですね。これ国会で説明されてないもので、こんなことがやられていたのかということで、これ自身軍部の暴走を思わせるようなものとして大問題になったわけですが、1つは米軍と自衛隊との間の調整上、軍軍間の調整上、設置をするということが、これは法案に何も書かれてませんが、ここで明記をされています。事実上の日米統合司令部が設置されると。

それから、2つ目は自衛隊の南スーダンPKO部隊、来年3月からは駆けつけ警護を行う。

3つ目は、これは平時も含めて、米軍の武器等防護のために交戦規定を作成すると。平時であっても、米軍のための武器使用ができる状況の検討です。これは、集団的自衛権行使の裏口入学と言われるような事項です。

4つ目が、南シナ海で自衛隊が警戒・監視行動を行うというもので、全部自衛隊が海外に出かけて行って武力行使するための検討なんです。

安倍首相が閣議決定の際に、朝鮮有事のときに日本人が乗ったアメリカ艦船を守るために集団的自衛権行使必要なだと説明しましたが、一切検討事項に入っていないと、これが。国会でも、防衛大臣がアメリカ艦船に日本人が乗っているかどうか集団的自衛権発動の基準ではないんだということで、総合的に判断するんだと言って、閣議決定のときにあんなパネルまでつくって国民に説明したことを、国会審議の最終版で覆すと。自衛隊内部では、一切検討しないということになっています。こういう事態1つ見ても、この法案が日本の国民を守るためのものでないということも、実は国会審議の中で明らかになっているというふうに思います。この点からも、私はこの法案は廃案にすべきだというふうに考えるわけです。

○委員（中間建二君） 今の御意見は、いわゆる集団的自衛権の概念を一部取り入れた中での自国防衛の考え方で、それから今回新しく法律が整備された国際平和支援法、恒久法としての国際平和支援法に基づく、まさに国際の平和支援のあり方等、少し2つの話が混同しているのではないかなというふうに受けとめました。やはり、一番の根幹は今まで個別的自衛権しかとれないと言っていたものが、今回集団的自衛権をとると言っているじゃないかと、それがおかしいんじゃないかという御意見かと思えますけれども、そのことについては、前回でも申し上げましたとおり、いわゆるフルサイズの集団的自衛権、憲法9条が禁止している他国を守るための集団的自衛権はとらないと、日本国憲法9条ではとれないということを明確にした上で、日本を守るための、日本が攻められることに起因をする集団的自衛権の概念が、一部とり得ることがあるだろうということが、今回整理されたわけです。

具体的な事例として、一番私たちがやはり考えなければいけないのは、例えば東大和市議会でも平成24年、25年のときには、北朝鮮の核実験による抗議決議も行い、またミサイル発射に対する非難決議も行いました。具体的に北朝鮮が核兵器の開発を行って、またミサイルをわざわざ日本近海に飛ばしてきているという事実は明確にあるわけであります。その上で、国会で議論されていることは、例えば今北朝鮮のミサイルの脅威に対して、日本とアメリカが共同でミサイル防衛の態勢をとっている、これ米軍の力をかりなければミサイル防衛は私は成り立たないと思っておりますが、そういう中で仮にミサイル防衛を行っているアメリカの艦船が攻撃をされた場合でも、日本は今の一部集団的自衛権という概念をとらなければ、日本を守っている、もしくはミ

サイル防衛を行っている米間との共同対処すらできないというのが、今の国際法上の概念だと。こういうことを考えたときに、日本を守っている活動をしている米軍との協力の中で、一部集団的自衛権という概念は取り入れざるを得ない、それだけの国際社会の環境の変化がある、こういう長年の議論の積み重ねの中での今回の平和安全法制の内容、仕組みだということで、そのような議論もなされているというふうに私は承知しております。あくまでも、他国を守るためではなく、日本を守る、そして日本の国民の幸福追求権を保障するための自衛の措置を、どう考えていくか、どうとっていくか、こういう考え方の法整備であるというふうに理解しております。

○委員（尾崎利一君）　これが憲法違反かどうかというのは、堂々めぐりというか、憲法違反だという人と、あくまで憲法違反じゃないという委員がいるわけで、5時間ぐらいやると決着着くかもしれませんが、ただ意見が違うというのはわかりますけれども、先ほど私冒頭で言ったように、この法案が憲法違反かどうかというのは、もう大問題ですよ、法律として成立させていかどうかというときの、最低限のクリアしなくてはならない基準です。

ところが、それがさっき言ったように9割の憲法学者が憲法違反だと、最高裁の長官、判事も、元ですね、現職が自分の裁判じゃないものについて発言したら、中立性保たれなくなりますから、現職は言えませんけれども、元最高裁の長官や判事も憲法違反だ。歴代の内閣法制局長も憲法違反だと言って、この法案が憲法違反である疑義が少なくとも、疑義が極めて高いというのが現段階だと思うんですよ。だから、これが憲法に違反していないという意見があるというのは、それはそれで実際にあるわけですから構いませんけれども、しかしこういう疑義がある中で、政治がどういう立場をとるべきなのか。このまま強行するということがあっていいのかどうかということだと思うんですね。15日には広聴会開いて、16日採決なんていうことも今報道ではされている中で、やはりこれは国民の良識を示すべきだと、いろいろ意見の違いがあったとしても、客観的にそういう事態が今生まれているということは、これは事実としてあるわけですから、皆さんも認めていただける事実だと思うんですよ。そういうときに、どうすべきなのか。歯どめをきちっとかけるべきじゃないのかというのが私の考えです。

○委員長（蜂須賀千雅君）　自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君）　御異議ないものと認め、自由討議を終了といたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君）　27第9号陳情　安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情、27第10号陳情　現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情について、採択すべきというふうに私は思います。

第一に、この法案が憲法違反であるということです。

そして、2つ目に国会審議を通じて、この法案自体ぼろぼろになっているということです。自衛隊の軍事行動についても何の歯どめもかからないと、クラスター爆弾や劣化ウラン弾、毒ガス兵器や核兵器、非人道兵器と言われるもの、大量破壊兵器と言われるものまで法理上運べるということです。

防衛大臣は、非核三原則があるから核兵器は運ばないし、そんなことは想定しないと行ったようですけども、非核三原則は核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませずというものですから、海外で運ばないとは書いてないんですよね。明文の憲法ですら解釈でぶち壊そうという方々が、非核三原則は国是だから守りますと言っても、全く説得力がない。非核三原則の法制化そのものも、今日まで拒否し続けているわけですから、そうい

う事態まで明らかになっているというふうに思います。

それから、3点目に先ほど自衛隊の内部文書、平和安全法制関連法案を受けた今後の方向性について述べましたけれども、ここに示されるように、この法案が日本を守るためのものではなくて、日本が海外でアメリカの戦争のために、日本の若者の東大和市の若者の命を差し出すための仕組みをつくる、そういう法案だからです。

そして、4つ目にこの内部文書では、国会に提出される以前から8月成立と、それを前提に3月にはスーダンPKOで駆けつけ警護を行うということまで記載されている、戦前の軍部の独走を思わせるような事態が進んでいるということも明らかになりました。これらの国会での審議の事態等を見ても、この法案は直ちに廃案にすべきだと。したがって、この2つの陳情は採択すべきだと考えます。

○委員（中間建二君） 　ただいま議題となっております第9号陳情及び第10号陳情に、反対の立場で討論を行います。

まず、第一に今回の平和安全法制の整備の必要性、先ほど事例を1つだけ述べましたけれども、日本国周辺の北朝鮮による弾道ミサイル、こういう脅威が現実にあることについては、どなたも否定されないかと思えます。この弾道ミサイルの警戒に当たっている公海上でのアメリカの艦船に、もし攻撃があった場合に、現状の法体系では日本は共同対処ができない。こういう例えば1つの事例をもってしても、他国を防衛するためではなく、日本の防衛のための一部集団的自衛権という概念が今回用いられることについては、私は必要性があると考えております。

それから、たび重なって憲法違反との指摘もございましたけれども、しかしこれもこれまでの3要件、これまでの考え方の3要件のもとに考えておられました日本がとり得る自衛の措置としての武力行使は、非常に抑制的であります。さらに、その上に今回の新3要件は、あくまで自国防衛のために、ほかに手段がない場合に限って、しかも必要最小限度の実力行使をするということですから、極めて抑制的な専守防衛という日本が、これまでとってきた範疇におさまる概念であろうかと思えます。しかも、去年の閣議決定では非核三原則を守る、軍事大国とならない、専守防衛に徹する、このような平和国家の歩みを維持・堅持すると明言をしております。憲法9条の専守防衛の原理の中に完全に入っているものと理解しております。

また、先ほどございましたけれども、国会の中で核兵器の輸送等の議論がなされたことも承知をしておりますが、これについても明確に我が国は非核三原則を国是とし、核拡散防止条約や生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、クラスター弾禁止条約に加盟している我が国が、そのような兵器を提供したり、または運ぶことはあり得ない、そういうことは行わないということを、国会の中で明確に答弁がなされております。

そして、最後に今回の陳情の中で、今回の法案が東大和市の青年の命を差し出すかのような文言があり、先ほどそのような討論もありましたけれども、全くそのような思いはございませんし、そのようにならないための平和安全法制だというふうに思っております。なぜ、私どもが東大和市の青年の命を差し出さなければいけないのか、そんなばかなことは絶対にやるつもりはありませんし、もしこの平和安全法制が、そういうことであるならば、当然のことながら、私は反対をいたしますが、そういうものでは全くないわけでございます。

先ほど来、混同されているようでありましたけれども、国際社会に対する平和貢献としての今回の新しい恒久法としての平和支援法については、これはあくまでも国連決議があるということが大前提でありますので、この国連決議に基づいて、しかも日本は海外での武力行使はできないというのが、日本の憲法でありますので、武力行使を伴わない形で、どのような平和貢献を行っていくのか。これは、まさに国連加盟国の私は1つの責

務であろうかと思っております。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして、本件に対する可否を裁決いたします。本件については、委員長は不採択と裁決をいたします。

27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情、本件は先ほど不採択と決しました27第9号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時54分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から平成27年7月から平成27年8月までの災害対応について、お手元の資料のとおり報告がありましたので、まずは御確認をいただければというふうに思います。

それでは、この資料について、質疑等があれば御発言をお願いいたします。

○委員（押本 修君） 1点だけ、7月30日の大雨に伴う水防配備態勢についてということで、御報告がありましたが、この蜂須賀議員の一般質問でもあったんですけども、南街交番から南街4丁目交差点までの道路通行どめですね、封鎖をするという件なんですけども、2時から30分程度の封鎖をされたということなので、ここには書いてないことなんですけども、少し遅かったようなという声が近隣の方から、何名もの方から伺っているんですけども、その辺の指導のほうは、どういうふうに警察のほうとされているのでしょうか。その1点だけ、お願いいたします。

○総務部長（北田和雄君） 道路の交通封鎖に関しては、交通管理者の警察と道路管理者の土木課のほうの協議で対応することというふうになっておりますので、総務部のほうでは直接所管をしておりません。その辺の詳細な経過については、ちょっと御説明はできませんので、御了解いただきたいと思っております。

○委員（中間建二君） 1点目の火災の対応なんですけども、毎回市の職員、また消防団の皆様、大変に出勤し

ていただきまして、ありがとうございます。

それで、この火事の傾向なんですけども、冬場は多くなると思うんですが、夏場としてはちょっと多いかなという感じもするんですけども、火事の最近の傾向だとか、出火原因だとか、そういうものがもし分析されているようでしたら、御説明いただきたいと思うんですけど。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 火災の傾向でございますが、一番がやはり放火というふうに言われております。2番目に多いのが、たばこの火災ということでございます。3番目に電気製品のコンセント火災というふうなことで、報告を受けているところでございます。

今回の7月から8月までの2カ月の火災におきましては、1点目の7月27日の部分焼につきましては、ブレーカー火災という、ブレーカーが古くなっていたということでの部分焼、10平米でございました。

2点目の8月5日のこの火災については、ガステーブルのぼやということでございます。

3点目は、これは事業所のほうの火災でございますが、冷却機の中に残っていた油の残量がありましたので、そこに燃えた火災というぼやでございました。

4点目は誤報ということで、特養ホームのほうのベルの誤報ということでございました。

ですから、今回の夏の火災につきましては、通常の放火、たばこというような状況でございませんでしたので、4件の火災というのは、ここ数年ないようなことでございますが、消防署と消防団も市も含めまして、防災のほうに火災が起きないようなことで警報、広報活動をしているところでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 7月30日の大雨に伴う水防配備態勢というところですが、浸水被害5件ということで、床下浸水と聞いているんですけども、これがどういう内容なのか、ちょっと近隣の駐車場から出た車で水が入ったみたいな話も聞いたりしたんですが、補正予算のときに、こういう大雨対策について組まれてないということだったんですが、個々のこういった浸水被害などについては、状況によっては対応できることも今後あるんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺について伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） さきの議会等の中では、補正予算の中で盛り込まれてないというお話でございました。都市建設部長のほうから、お話もございましたが、当市におきましては、降った雨については宅内、自区内処理というようなことで、お願いしているところでございますが、今回の水害、床下浸水におきましては、たまたま近隣の駐車場の用地から、本来そちらの中で処理しなければいけない雨水が隣接の宅地に流れ込んだということで、場所については中央2丁目というようなことでございました。そちらのほうで4件のお宅の中に、道路と同じようなレベルのお宅でございましたので、駐車場の用地のほうが高く、そちらのほうから流入したというような状況でございました。もし、こちらのほうの雨水が流入しなければ、こちらのほうの浸水は床下まで行かなかったかなというようなことで、そちらのほうに土のう200体ほどお持ちしまして、隣接駐車場の境界に流入防止の土のうを積んだところでございます。これからは市としては、自区内処理というようなことの中で、お願いをしていくという状況は続くかなと思うんですが、何分今回の7月30日の雨については、1時間に43ミリというようなことでございましたので、現在の雨水の排水状況によりましては、なかなか難しい状況かなというふうに考えてございますが、引き続きお願いしていくということでは、市のほうの立場では広報していくということでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 東大和市の刑法犯罪の件数の地域別発生状況について、お尋ねします。

13番のところのその他暴行、傷害で桜が丘が33件とあるんですけども、これって例えば駅前の例えばゲームセンターの前だとか、そういうような詳しい状況みたいな数とかというのはわかるんでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 4ページの犯罪の資料でございますが、これら警視庁からいただいたものでございますので、詳しい内容については、市のほうでは把握はできておりません。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに質疑等はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

以上で、本件の報告を終了いたします。

ここで説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時 3分 休憩

---

午前11時 4分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、所管事務調査、戦後70年における東大和市の平和事業の実施状況と今後の充実について、本件を議題に供します。

本日は平和事業を担当している市長部局にも説明員として同席をしていただいておりますので、まず初めに、これまでの当市における平和事業の実施状況について、御説明いただきます。

その後、これまでに他の市区町村の平和関連事業にいらっしゃった委員の方から、内容や御感想等の御発言がある方は、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、当市の平和事業の実施状況について説明を求めます。

○企画財政部参事（田代雄己君） それでは、委員の皆様には議会事務局のほうから、平成27年度の平和関連事業調査結果ということで、他の区市町村の調査結果がお手元にあるかと思えます。そちらの中に、東大和市の項目として、17ページ、18ページの中にございますけれども、そちらに基づいて説明をさせていただければと思っております。

17ページ、18ページに東大和市の取り組みということで一覧になっておりますが、私ども企画課でございますので、本日は企画課の取り組みを中心に御説明申し上げたいと思っております。

まず、項目の6番をごらんいただきたいと思います。

戦争体験映像記録の制作を今年度行いました。こちらにつきましては、戦後70年の節目の年ということで、戦争の記憶を後世に語り継ぐために、この事業を行ったものでございます。

内容としましては、戦争体験談、それとあわせて戦災建造物であります旧日立航空機株式会社変電所の歴史と現在の姿を映しまして、平和意識の高揚を図るとともに、後世にこのような戦争の記憶を引き継ぐという取り組みを行いました。

DVDの内容でございますけれども、日本語版のDVD、そちらと英語字幕入りのDVD、そしてダイジェスト版としまして、日本語版と英語字幕入りを作成いたしました。

活用の方法としましては、ダイジェスト版につきましては、インターネットで閲覧可能にしまして、そちら

で発信をしたいと思っております。また、日本語版のDVD等につきましては、小中学校や図書館、公民館のほうに配布させていただきまして、そちらでの活用も考えているところでございます。

続きまして、項目の7番になります。

折り鶴の制作でございます。こちら、広島平和祈念公園の原爆の子の像へ市民の皆様の御協力によりまして、折り鶴を制作し、送っているものでございます。ふれあい広場で5月1日から8月31日まで御協力いただきました。また、各公共施設で8月1日から8月31日まで御協力いただきました。さらに、平和市民のつどいの会場でも御協力いただきまして、現在その取りまとめをしているというような状況でございます。

続きまして、項目の8番をごらんいただきたいと思います。

地域の戦争、平和学習及び広島派遣事業についてでございます。こちらは市長会の助成金を活用しまして、東村山市と連携して行ったものでございます。

次代を担います中学生を、地域の戦争・平和学習を行うとともに、広島の方に行っていただいて、戦争の悲惨なことを目で見て感じていただき、平和の大切さを後世に伝えていただきたいという目的で企画をさせていただきました。こちらにありますように、地域の戦争・平和学習会を7月24日金曜日に行い、広島派遣は8月5日から8月7日の2泊3日です。そして、報告会、8月15日の平和の市民のつどいに5グループあるうちの2グループに発表していただき、さらに残りの3グループは8月30日に開催されました東村山市の平和の集いで発表をいただいているところでございます。中学生の参加者は東大和市が13人、東村山市が14人というような状況になっております。

続きまして、項目の11番をごらんいただきたいと思います。

こちらは、広島・長崎の被曝写真パネルの展示ということになってございますが、今回ふれあい広場のほうでパネルの展示とあわせまして、折り鶴の制作も実施しました。期間が8月1日から8月31日までということで、来場者数としまして316人の来場者がありました。

次に、項目の13番をごらんいただきたいと思います。

平和文集の発行です。こちら、戦争体験者と小中学生に戦争に対して感じたこと等を作文として記入していただいて、企画課のほうで取りまとめて冊子にしているものでございます。配布につきましては、8月15日の平和市民のつどいから先行配布し、さらに8月17日から企画課や図書館等の公共施設に置かせていただいて、そちらで配布をしている状況でございます。寄稿者の数としまして、戦争体験談が18人、小中学生が100人ということで、この方々の体験談等につきまして冊子にまとめて、それを1,000部作成したような状況になっております。

続きまして、14番の項目を見ていただきたいと思います。

平和祈念式典及び平和市長会議への参加ということです。こちらは、市長の参加ということになっておりますけれども、過日8月5日、6日ということです。中学生の広島派遣と同行しまして、市長が広島の方々に訪問しました。8月5日の日には、被曝体験者の講話を聴講し、また6日には平和祈念式典に参列しました。その行動につきましても、中学生と一緒にいったということでございます。

また、本年11月になりますけれども、平和市長会議の国内加盟都市会議がございます。こちら市長は出席する予定になっているところでございます。

次に、最後になりますけれども、18番をごらんいただきたいと思います。

第11回平和市民のつどいでございます。8月15日の土曜日に午後2時から7時40分ということで、平和市民

のつどいを開催させていただきました。

初めての取り組みとしましては、平和祈念キャンドル、LEDの点灯、そして中学生の広島派遣事業報告会、あわせましてDVDを制作しましたので、変電所の中でDVDも上映させていただきました。来場者数としましては、約800人と考えております。そして、DVDの鑑賞者ですが180人ということで御観覧いただきました。

雑駁ではございますが、説明につきましては以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○委員長（蜂須賀千雅君） 説明が終わりました。

御意見等があれば御発言いただければというふうに思います。

○委員（中間建二君） 今御説明いただきました中で、東大和市の今回の平和市民のつどいは大変に素晴らしい内容で参加された多くの方も、非常に戦災建造物を東大和市が保存している意義等についても多くの方が理解をされ、また戦後70年ということもありましたので、平和を考える意味で非常に有意義な集いであったかなというふうに思います。ことしの平和市民のつどいについては、そういう形でさまざまな努力をしていただいて、大変に素晴らしいものであったわけですが、例えば子供たちの広島への派遣などについては、基本的には今までの説明では今年度のみというような御説明、お考えの方針だったかと理解しておりますが、来年以降、平和市民のつどいというものが、どのような位置づけになっていくのか。また、ことしやったもの、例えば新しくキャンドルですとか、ライトアップについても例年よりも少し時間をとっていただいたとか、いろいろな努力、工夫もあったかと思うんですけども、もしことしの内容と来年以降の内容で変わっていくようなものがあれば、ちょっとお尋ねしたいかなというふうに思います。あと委員長、これは意見を言ったほうがいいんですか。それとも質疑したほうがいいんですか。

○委員長（蜂須賀千雅君） 質疑も大丈夫です、両方言っていただいて。

○委員（中間建二君） その点をまず。

○企画財政部長（並木俊則君） 平和市民のつどい、ほかの平和事業も含めまして、平成28年度以降の事業内容については、これから検討に入るという状況になります。平成28年度の当初予算編成も10月1日以降、本格的になるという、そういうような状況でございますので、まさしくこれから検討に入るといったような内容になります。事業のほうにつきましては、まだ平和事業全体が終了したばかりでございますので、これからいろいろな課題等、また来年度以降に踏まえまして、いろいろ検討していくということになりますが、今具体的に御質疑の中で出ました内容で、まず平和市民のつどいの来年度以降の内容につきましては、ことしの8月15日の開催の状況も踏まえまして、まさしくこれから検討に入るといったこととなります。

それと、中学生を対象としました広島派遣事業でございますが、一般質問の答弁でも申し上げましたが、平成28年度以降、東京都市長会の助成金につきまして、まだ確定している部分がございますので、そういうような東京都市長会の助成金のこと、また東村山市と連携して行いました事業ですので、またそれもまだここで終了したばかりですので、ここでまたいろいろな検討に入るといったふうになります。

1つだけ今の考えの中でDVDの制作につきましては、戦後70年という節目の年ということで、戦争体験談を中心にDVDの制作をしたところでございまして、これにつきましては、今後毎年制作というような考えは持っておりませんので、DVDの制作、戦争体験談の内容については、ここで終了する事業かなというふうなところでございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） それぞれの議員が参加をした平和事業等についての意見、感想ということもございませ

たので、一言申し上げたいと思うんですけども、私自身は東大和市の平和市民のつどいへの参加、また郷土博物館で行ってありました戦跡等のパネル展示、またプラネタリウムの山梨の博物館から借りてきた特別プログラムの視聴、それからあと中央公民館での戦跡、東大和市の戦争遺跡に関する講演会等にも参加をさせていただきました。また、近隣市では東村山市の博物館におきます戦争、東村山での戦争の歴史の展示と、あと埼玉県のパースミュージアムにも足を運んでまいりまして、足を運んだときに、ちょうどたまたま東大和市の公民館事業での子供たちの見学の日と重なりまして、向こうで子供たちが熱心に見学をしている様子も拝見させていただいたところですよ。

改めて、全部述べると時間かかりますので、特に感じたことは、東大和市はやはり戦災建造物を大変な努力をして維持・保存・補修を行ってきたことで、やはり他市にはない特徴的な平和事業ができているなということも改めて実感をしていただきまして、郷土博物館における展示や中央公民館での平和講演会の中でも、東大和市が独自に努力をし、保存してきた戦跡の意義だとか、そういうものについて、非常に示唆的な講演があったかと思っております。そういう意味では、この東大和市の特徴を今後さらに充実していけるような方向で、東大和市としては努力していくべきかなということも、改めて感じたところですよ。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに。

○委員（尾崎利一君） 私は平和市民のつどいと郷土博物館の展示で、市の外には出ていないんですけども、あと市民の集いでは途中から参加したので、DVDは見せていただきました。それで、1つは要望ですけども、やはり中学生が被爆地に行って直接話も聞いて平和学習をして、それを発表するという取り組みは大変いい取り組みだなというふうに思いましたので、規模等いろいろあると思いますけれども、ぜひ来年以降も残していただきたい取り組みだというふうに感じました。

それと、ちょっと伺いたいのは、原爆パネルの展示で東大和ふれあい広場でやって316人が見たということも説明いただきましたけれども、これまではどこで展示されていたのか。昨年、一昨年と、そのときの展示を見た人との関係でいうと、ことしの316人というのは、どういう状況なのか、ちょっと伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） こちらの項目としましては、11番になりますか、広島・長崎被爆写真パネル展でございますが、今年度はふれあい広場で開催したのですが、例年は市役所1階の市民ロビーで開催しているものでございます。今年度につきましては、耐震化工事の関係であそこのフロアがとれないということで、こちらのふれあい広場で開催させていただきました。ですので、昨年までの人数というのは、はっきりつかないところでございますが、市役所に来られた方が市民ロビーを訪れれば目につくような形でパネル展はしておりますし、そこのロビーのところに机を出して、折り鶴の制作もお願いしているような状況でございました。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） そうすると、工事の関係で今回は私もしか1階ロビーでずっとやっていたなという記憶がありまして、やはり本庁舎の1階ロビーのほうが人はたくさん来て見ていただけるのかなというふうに思いながら、聞いていたものですから、今回はそういう工事との関係でほかのところに移したということで、基本的には1階ロビーでやるということでもいいのかどうか、ちょっと確認します。

○企画財政部参事（田代雄己君） 多くの方にごらんいただくという面では、市民ロビーが例年どおりやるのが望ましいと思いますので、耐震化工事が終わりましたら、引き続きそういう形でやってまいりたいと思っ

おります。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） この資料、いい資料で用意していただきまして、ありがとうございます。

その中でも、東大和市が突出してたくさんの方の事業をやっているということに対しては、すばらしい、さすが変電所がある東大和市ならではのだなというふうに思うんですけども、会派で行ってきたところが江東区の東京大空襲・戦災資料センターに行ってきました。

あと7月なんですけれども、会派で広島にも行ってきております。その中で、やっぱり思ったことは、中野議員が今回議会でも発言されていますけれども、非常に東大和の戦災建造物が私たちが思っている以上に、その筋の人たち、その筋というはおかしいですけど、専門家の間では非常に知られている存在だというのが、改めて認識されました。これまで、東大和の議員というと、東大和市ってどこって聞かれることが多かったんですけども、この戦争の戦災建造物を研究している方にとっては、「東大和です」と言うと、「おお、東大和」かという感じになるぐらいのものだということが改めて認識されたので、ぜひこの貴重な建物を保存、保存する会が8月に市民の中から立ち上がって、結構100人近くの方も御来場されているようですので、すごくこれ常設なものが、やっぱりすごくパワーがあると思うんですね。戦災資料センターもそうですし、広島もそうなんですけども、常設になっている博物館というところというのは、結構、セットだと思うんですね。そういうモニュメントがあるところと、そちらのほうに進んでほしいなというふうに思っているんですけども、もちろん予算とか、いろいろ大変なこともあるんですけども、これ市独自でやるというわけではなくて、中野議員も言っていましたとおり、多摩地域というのは空の都で空都というふうに言われていて、軍都とも言われていて、いろんな工場がこの多摩地域にあるんですね。そこをピースツーリズムとか、そういうことの拠点に東大和市の戦災建造物である変電所が中心になれるのではないかなど。そうすると、東京都も黙ってないんじゃないかなというふうには僕は思うので、そういった方面から東大和市をアピールしていく、アピールというのは平和をアピールしていく拠点にしてほしいなというふうには思います。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

ほかの市区町村平和関連事業にいらっしゃった方に今御意見も伺いましたので。

お諮りいたします。

所管事務調査、戦後70年における東大和市の平和事業の実施状況と今後の充実についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（蜂須賀千雅君） これをもって、平成27年第5回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前11時26分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 蜂 須 賀 千 雅